

令和8年定例会
環境生活農林水産常任委員会 説明資料

(所管事項説明)

- | | | |
|--|---|-----|
| (1) 「令和8年版県政レポート(案)」について(関係分) | 1 | |
| (2) 「伊勢茶振興計画」の見直しについて | 2 | 別添1 |
| (3) 「三重県森林由来J-クレジットの推進に関する条例(仮称)」の 制定に向けた検討について | 4 | |
| (4) 豊かな海づくりに向けた県の取組状況について | 6 | |
| (5) 各種審議会等の審議状況の報告について | 8 | |

令和8年6月
農林水産部

(所管事項説明)

(1)「令和8年版県政レポート(案)」について(関係分)

1 農林水産部の主担当施策

「みえ元気プラン」における農林水産部の主担当施策は、表1のとおりです。
また、他部局が主担当となる関係施策は、表2のとおりです。

表1 農林水産部主担当施策

| 施策名 | | 評価 | 頁 |
|-----|-------------|----|-----|
| 4-3 | 自然環境の保全と活用 | A | 155 |
| 6-1 | 農業の振興 | A | 171 |
| 6-2 | 林業の振興と森林づくり | B | 177 |
| 6-3 | 水産業の振興 | B | 181 |
| 6-4 | 農山漁村の振興 | A | 185 |

表2 農林水産部関係施策

| 施策名 | | 評価 | 頁 |
|------|-------------------|----|-----|
| 1-3 | 災害に強い県土づくり | A | 110 |
| 3-4 | 食の安全・安心と暮らしの衛生の確保 | B | 143 |
| 13-2 | 障がい者福祉の推進 | A | 252 |

(2) 「伊勢茶振興計画」の見直しについて

1 概要

県では、「お茶の振興に関する法律」に基づく「伊勢茶振興計画」(令和3年12月)を策定し、三重県茶業の振興に向け取り組んでいます。現行計画が策定から5年経過するとともに、令和8年4月1日には「伊勢茶に親しむ暮らし推進条例」(以下「推進条例」という。)が施行されたことから、計画の見直しを進めています。本県茶業を取り巻く環境の変化や推進条例、これまでの取組の成果と課題をふまえ、見直しのポイントを整理しました。(別添1)

2 本県茶業を取り巻く環境の変化

国内のリーフ茶消費は減少傾向、ドリンク茶消費はほぼ横ばいの状況が続く中、日本茶の輸出量は大きく増加しており、国は現状の需要量が今後も維持される見通しを示しています。一方で、担い手不足や茶園面積の減少により、生産量は減少傾向にあり、今後もこの状況が続けば茶葉の供給量が需要量を下回ることが懸念され、令和7年度から荒茶の市場価格が高騰する等の影響も表れています。

3 取組の成果と課題(令和4～7年度)

(1) 取組方向I-1 伊勢茶産地の将来を担う経営体の育成と販路の拡大

県内茶産地の維持発展に向け、それぞれの産地が抱える課題の解決に取り組む産地構造改革プロジェクトを支援するとともに、伊勢茶産地の将来を担う経営体の育成に向け、茶関連施設の新設・増設、機器や資材の導入等を支援しました。これらの取組により、茶の認定農業者のうち他産業従事者と同程度以上の農業所得がある者の割合は35.8%(R2)から47.7%(R6)に上昇し、経営体の所得向上につながっています。

今後、需給構造の変化への対応に向け、リーフ、ドリンク原料、輸出等、用途に応じた生産体制の強化、茶園の集積・集約等による持続可能な生産構造の確立、価格変動に左右されにくい経営への転換等に取り組む、生産のさらなる強化を図っていく必要があります。

(2) 取組方向I-2 伊勢茶の国内外への流通販売体制の強化

生産者、茶商、茶市場、県で構成する「伊勢茶輸出プロジェクト」の活動により、伊勢茶ブランドの海外販路開拓モデルケースを構築し、ドバイ向け輸出の定着と拡大につなげました。また、海外需要の高い有機茶の栽培について、研修会を開催するなど生産者の参入を支援しました。さらに、実需者から求められる第三者認証として、JA全農みえ、三重茶農協が団体事務局となってGAP団体認証を取得・維持し、伊勢茶の円滑な取引につながっています。

伊勢茶のさらなる取引拡大に向け、国内外における販路拡大や実需者から求められる第三者認証の取得等を通じた流通販売体制の強化を図っていく必要があります。

(3) 取組方向Ⅱ 県民運動による伊勢茶の消費拡大の推進

伊勢茶の消費拡大に向け、「伊勢茶マイボトルキャンペーン」の推進や各種イベントでのPR、伊勢茶関連商品の開発支援、飲食店と連携した伊勢茶メニューキャンペーンの実施、教育機関と連携した伊勢茶アイデアコンテストの開催など、伊勢茶の魅力発信や活用方法を広げるための取組を実施してきました。現状では、1世帯当たりの茶の平均購入量（津市）の推移はほぼ横ばいとなっていますが、消費者へのアンケート結果から伊勢茶の認知度は高まる傾向にあります。

伊勢茶ブランドの認知度をさらに高め、より多くの消費者に伊勢茶に親しんでもらうためには、茶種ごとの特長、歴史や文化、景観など多様な魅力の発信や、体験等のコト消費需要に対応した商品・サービスの創出等に取り組み、伊勢茶のさらなる消費拡大につなげていく必要があります。

4 見直しのポイント

これまでの取組の成果と課題、本県茶業を取り巻く環境の変化及び推進条例をふまえた計画の見直しのポイントは次の通りです。なお、計画期間は令和9年度から令和18年度までの10年間とします。

(1) 生産の強化と産地の将来を担う経営体の育成

- ・用途（リーフ、ドリンク原料、輸出等）に応じた生産体制の強化
- ・茶園の集積・集約等による持続可能な生産構造の確立
- ・価格変動に左右されにくい経営への転換

(2) 流通販売体制の強化

- ・国内外における販路拡大
- ・実需者から求められる第三者認証の取得促進

(3) 伊勢茶の消費拡大

- ・茶種（煎茶、深蒸し煎茶、かぶせ茶等）ごとの特長をふまえた魅力の発信
- ・歴史や文化、景観など伊勢茶の多様な魅力の発信
- ・体験等のコト消費需要に対応した伊勢茶関連商品・サービスの創出

5 今後の対応

今後は、生産者・流通関係者・学識経験者等で構成する有識者懇話会や県議会での議論、茶業関係者や県民の皆さんからの意見等をふまえ、見直しを進めます。

6 計画見直しのスケジュール

- ・令和8年 8月 生産者意見交換
- 9月 有識者懇話会
- 10月 県議会（常任委員会）【中間案】
- 10月 パブリックコメント
- 11月 有識者懇話会
- 12月 県議会（常任委員会）【最終案】
- 12月 「伊勢茶振興計画」策定

(3) 「三重県森林由来Jークレジットの推進に関する条例（仮称）」 の制定に向けた検討について

1 県内の森林・林業を取り巻く状況

県内の人工林面積の約8割が50年生を超え、豊富な森林資源が利用期を迎えている一方、木材価格の低迷や担い手の減少等、林業経営を取り巻く環境は厳しい状況にあります。また、管理が十分に行われていない森林の増加も懸念されています。

このため、森林整備の促進や林業経営の安定につながる新たな収益機会の確保が課題となっています。

2 森林由来Jークレジット

(1) 現状

「Jークレジット制度」は、国内のカーボンニュートラルの取組を推進していくための仕組みとして、平成25(2013)年から開始され、森林経営活動による二酸化炭素吸収量等を、決められた方法に従って定量化することで、取引可能な形態(クレジット)として国が認証する制度です。

森林由来Jークレジット(以下「Jークレジット」という。)は、森林の二酸化炭素吸収機能に新たな価値を生み出し、間伐・植栽等の森林整備の促進や、企業活動による森林のさらなる活用を広げる制度として期待が高まっています。

こうしたことから、県では、Jークレジットを活用した森林整備の促進と林業の活性化を図るため、名張市の県行造林をモデルとしたクレジット創出に取り組み、令和7年度には県として初めて入札による販売を実施しました。また、林業事業者に対するクレジット創出に資する機器導入への支援や、二酸化炭素吸収量の多い森林エリアの情報発信など、制度の普及・拡大に向けた取組を進めています。

(2) Jークレジットの創出促進

県内のJークレジット創出の取組は増加傾向にありますが、現在、実際にJークレジットの創出に至っているのは、県のほか3市町と林業関係者2者に留まっています。

このため、Jークレジットに取り組む意義を明らかにするとともに、その普及・拡大に向けて、市町や林業関係者のさらなる気運の醸成を図る必要があります。

また、Jークレジットの創出に当たっては、測量や施業履歴の管理、認証等にかかるコスト負担が大きいことに加え、制度の複雑さが参入の障壁となっています。このため、創出量が多く見込まれる森林など、取組に適した区域を明らかにし、重点的に支援を行うことが必要です。

3 条例の制定に向けた検討

県内の森林・林業を取り巻く課題に対応し、J-クレジットの創出等を計画的かつ継続的に推進していくためには、その意義や方向性を明らかにするとともに、基本となる事項を定める必要があります。

このため、J-クレジットの創出促進に関する基本理念や関係者の役割、県の基本的施策及び推進区域の設定等を明らかにする「三重県森林由来J-クレジットの推進に関する条例（仮称）」の制定について検討を進めます。

（1）目的

J-クレジットの創出等を推進することにより、森林の適切な整備及び保全並びに林業経営の安定を図るとともに、森林の二酸化炭素吸収機能の発揮を通じてカーボンニュートラルの実現及び林業の持続的な発展に寄与することを目的とします。

（2）内容

- ・基本理念
- ・県、市町、森林所有者、その他関係者の役割
- ・J-クレジットの創出等の促進に関する基本的施策
- ・推進区域の設定及び公表
- ・その他必要な事項 など

（3）進め方

条例制定に向けた懇話会（以下「懇話会」という。）を設置し、専門的な見地からの意見を聴取しながら検討を進めます。懇話会の構成員は、森林や法律の学識経験者、法曹関係者、「J-クレジット制度」精通者、林業関係者を想定しています。

また、県議会からご意見をいただくとともに、懇話会やパブリックコメント、市町や林業関係者等からのご意見をふまえて検討を進めていきます。

4 今後のスケジュール（案）

| | | |
|------|------|--------------------------------|
| 令和8年 | 8月 | 懇話会 |
| | 10月 | 県議会（常任委員会）【骨子案】 |
| | 11月 | 懇話会 |
| | 12月 | 県議会（常任委員会）【中間案】 パブリックコメント |
| 令和9年 | 1月以降 | 懇話会 県議会（常任委員会）【最終案】 議案提出 |

(4) 豊かな海づくりに向けた県の取組状況について

1 現状

近年、本県水産業を取り巻く状況は、高水温化や栄養塩類の減少等の海洋環境の変化による養殖生産物の生育不良、水産資源の減少、藻場・干潟の減少等、厳しさを増しており、持続可能な漁業が営まれる豊かな海づくりに向けた取組の重要性が高まっています。

このような中、県では、「栄養塩類管理運転に係る効果検証」、「資源管理の推進」、「栽培漁業の推進」、「藻場、干潟・浅場の再生」に取り組んでいます。

2 これまでの取組

(1) 栄養塩類管理運転に係る効果検証について

「きれいで豊かな海」の実現に向け、伊勢湾において3部（環境生活部、農林水産部、県土整備部）連携による流域下水処理場の栄養塩類管理運転やその効果検証に取り組んでいます。

令和7年度は、今後の伊勢湾における栄養塩類管理の在り方の検討に向けて、県内全6箇所の流域下水処理場において、排出濃度を上げた場合の管理運転の影響をシミュレーション解析し、管理運転の効果が見込まれる海域の範囲を推定しました。

また、英虞湾及び的矢湾において市と連携し、水質や生物の調査を実施し、海域の状況把握に取り組んでいます。

(2) 資源管理の推進について

水産資源の維持・増大に向けて、科学的な知見に基づく資源管理を進めています。

マイワシやブリなど広域に回遊する資源については、国の漁獲可能量(TAC)制度に基づき、本県に割り当てられた漁獲枠を遵守するため、県として、漁獲情報を迅速に収集・提供しています。

また、アワビやイセエビなど地域に根付く沿岸資源については県が資源評価を行い、評価結果を漁業者にフィードバックすることで、漁業者による資源管理を支援しています。令和元年以降、資源評価を定期的に行っており、現在28魚種まで対象を拡大しています。令和7年度は、このうちサワラやイセエビなど10魚種について再評価を行いました。

(3) 栽培漁業の推進について

水産資源の維持・回復に向け、三重県栽培漁業センターにおいて放流用種苗の生産に取り組んでおり、令和7年度は、ヒラメ17万尾、クルマエビ260万尾、クロアワビ10万個、ガザミ21万尾を生産しました。

また、伊勢湾の重要な水産資源であるアサリやハマグリ の種苗生産技術の開発に取り組んでおり、令和7年度には、アサリ622万個、ハマグリ2.6万個を生産するとともに、試験放流を実施しました。

さらに、鳥羽・志摩以南の海域において海女漁業などで漁獲される、サザエやサガラメの種苗生産技術開発やアワビの種苗放流技術開発に取り組んでおり、令和7年度には試験放流を実施しました。

(4) 藻場、干潟・浅場の再生について

多様な水産生物の生育の場である藻場、干潟・浅場の造成に取り組んでいます。

藻場については、平成8年度から令和7年度までに40haを造成するとともに、魚類による食害対策の試験に取り組みました。

干潟・浅場については24haを造成しており、令和4年度以降は砕石を用いた造成により、波浪による二枚貝類の流失防止対策を実施しています。

また、漁業者等が実施するウニ類等の食害生物の駆除や漂着ゴミ・流木等の堆積物の除去といった藻場、干潟・浅場の保全活動を支援しています。

3 令和8年度 of 取組予定

県議会「豊かで美しい三重の海づくり調査特別委員会」の提言や各海域の状況もふまえながら、下記の取組を進めます。

(1) 栄養塩類管理運転に係る効果検証について

県内全6箇所の流域下水処理場の周辺海域において、栄養塩類管理運転の効果検証を行うとともに、管理運転の効果範囲の海域における黒のり養殖の可能性について、生産者とともに検討します。

英虞湾及び的矢湾においても、引き続き市と連携し、海域の状況把握に取り組みます。

(2) 資源管理の推進について

引き続き、広域回遊資源については国と連携してTAC制度を推進するとともに、沿岸資源についてはマダイやヒラメなど10魚種の再評価及び漁業者へのフィードバックを行い、水産資源の適正な管理を進めます。

(3) 栽培漁業の推進について

引き続き、ヒラメ、アワビ、クルマエビ等の種苗生産を実施するとともに、アサリやハマグリなどの安定的な種苗生産に向けた技術開発に取り組めます。

また、サザエの種苗生産やアワビの種苗放流の技術開発に取り組むとともに、放流した種苗の生残率を調査します。

さらに、生産したサガラメの移植放流に係る技術開発に取り組めます。

(4) 藻場、干潟・浅場の再生について

藻場については、鳥羽市、志摩市、南伊勢町、紀北町、熊野市、紀宝町の6市町(8箇所)での造成や、これまでに造成した箇所のモニタリング調査等に取り組むとともに、藻場の保全に向けてカゴや網により藻場を保護する手法の普及を図ります。

干潟・浅場については、松阪市地先において砕石を用いた造成を実施するとともに、新たな造成に向けた適地選定のための調査を実施します。

加えて、漁業者等による藻場、干潟・浅場の保全活動を引き続き支援します。

(5) 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和8年2月17日～令和8年6月2日)

(農林水産部)

| | |
|-----------|--|
| 1 審議会等の名称 | 三重県農村地域資源保全向上委員会 |
| 2 開催年月日 | 令和8年3月3日(火) |
| 3 委員 | 【委員長】名古屋学院大学 教授 杉浦 礼子 ほか3名 |
| 4 諮問事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・中山間ふるさと水と土保全対策事業について ・日本型直接支払交付金(多面的機能支払事業、中山間地域等直接支払事業、環境保全型農業直接支払事業)について |
| 5 調査審議結果 | 中山間ふるさと水と土保全対策事業、多面的機能支払事業、中山間地域等直接支払事業、環境保全型農業直接支払事業の令和8年度の事業計画について審議していただき、適当と認められました。 |
| 6 備考 | |

| | |
|-----------|--|
| 1 審議会等の名称 | 三重県自然環境保全審議会 自然公園部会 |
| 2 開催年月日 | 令和8年3月5日(木) |
| 3 委員 | 【会長】三重大学 教授 平山 大輔 ほか5名 |
| 4 諮問事項 | <ol style="list-style-type: none"> 1 室生赤目青山国定公園の公園事業の変更について 赤目園地の区域の拡大 2 室生赤目青山国定公園の公園事業の決定について 赤目園地事業(園路) |
| 5 調査審議結果 | 室生赤目青山国定公園の公園事業の変更及び決定について、審議に必要な情報が不十分との理由で認められませんでした。 |
| 6 備考 | |

| | |
|-----------|---------------------------------------|
| 1 審議会等の名称 | みえ森と緑の県民税評価委員会 |
| 2 開催年月日 | 令和8年3月23日（月） |
| 3 委員 | 【委員長】 四日市大学 教授 三田 泰雅 ほか7名 |
| 4 諮問事項 | 令和7年度みえ森と緑の県民税基金事業の評価及び提言について |
| 5 調査審議結果 | みえ森と緑の県民税基金事業の評価方法の見直しについてご審議いただきました。 |
| 6 備考 | |